



解体等工事における石綿使用の 事前調査及び調査結果掲示について

建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、石綿（アスベスト）使用の事前調査をし、石綿建材の使用の有無に関わらず、その結果を周囲から見やすい場所に掲示する必要があります！

また、建築物の内外装仕上げに用いられる仕上塗材には、石綿（アスベスト）を含有するものがあるので、仕上塗材中の石綿の有無についても調査を実施してください！

注意
事前調査を怠り、適切な処置を取らなかった場合、健康被害が生じるおそれがあります。



掲示の例

（事前調査の結果、石綿建材を使用していないことが判明した場合の例）

石綿（アスベスト）の使用状況の調査結果

大気汚染防止法第18条の17第4項の規定に基づく表小
石綿障害予防規則第3条第3項の規定に基づく表示

事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	建築物等の種別	工場
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等の資料の確認（主な書類の名称：設計図書） <input checked="" type="checkbox"/> 現場での目視確認 <input checked="" type="checkbox"/> 建材分析による確認（JIS法による定性分析・JIS法による定量分析） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査箇所	1～3階 天井・壁・床	発注者からの通知	有り（設計図書）
調査の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿建材は使用されていませんでした。 <input type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他の石綿含有建材が使用されています。（手ばらし、放水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。） <input type="checkbox"/> 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。（監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。）		
	【使用されている石綿（含有）建材の種類】（使用箇所） <input type="checkbox"/> 吹付け石綿（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材（ ） <input type="checkbox"/> その他の石綿含有建材（ ）		
調査終了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	発注者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査者（受注者）	株式会社〇〇興業 代表取締役 〇〇 〇〇	受注者連絡先	〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇 045-210-〇〇〇〇
分析者	〇〇分析株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	分析者氏名	〇〇（Aランク認定分析技術者）

石綿の事前調査・結果の掲示に関するQ & A

Q1 「どのような工事が対象ですか？」

A1 建物本体のほか、煙突や給排水設備などの建築物全般について、解体、改造、補修を伴う建設工事を行う場合 が対象です。

平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等の解体工事など、大気汚染防止法の特定工事に該当しないことが明らかな一部の建設工事は対象外です。

Q2 「石綿の事前調査結果はどのような内容を掲示すればよいですか？」

A2 大気汚染防止法では、次の事項を掲示する必要があります。
調査の結果（石綿含有建材 有・無）
調査者（受注者）の氏名、住所（法人は、名称、代表者氏名、住所）
調査終了年月日
調査方法
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における
特定建築材料の種類（大気汚染防止法の特定工事に該当する場合）

上記の必要事項を満たしていれば、石綿障害予防規則等の他法令に基づく表示と併せて掲示しても構いません。

Q3 「仕上塗材についても調査が必要ですか？」

A3 仕上塗材には、石綿（アスベスト）を含有するものがあるので、仕上塗材中の石綿の有無についても調査が必要になります。

事前調査を行う際のポイント

- 調査は、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者が実施してください。
石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、次の者などが考えられます。
 - ・「建築物石綿含有建材調査者講習過程」により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
 - ・石綿障害予防規則第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者
 - ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 設計図書等の確認だけでなく、現地確認（目視調査）を併せて行ってください。
現場での施工方法の変更など、設計当時から予期せぬ変更が行われている場合があります。外側からの目視では確認できない場所に石綿建材が存在している場合があります。
- 事前調査が不十分な場合、石綿建材の使用を発見できないおそれがあります。事前調査は、十分に注意して行ってください。
- 調査結果は掲示するだけでなく、発注者に書面で説明してください。
- 発注者は、調査に必要な資料の提供や費用の負担を適正に行ってください。
無届工事や虚偽の届出を行った場合、発注者（届出者）に罰則が適用される場合があります。

